

杜佑の輕重論

*北川 俊昭

目次

はじめに

一 「輕重論」の内容

二 「輕重論」と『管子』

三 杜佑の人物評価とその背景
おわりに

はじめに

本稿は『通典』の食貨にみえる、「論曰」という書き出しで始まる論説に引き続き考察を加える。これらは『通典』のなかでも中心に位置する政治的提言であり、その第一は卷七末尾の歴代戸口の盛衰に関する論説で、第二は食貨篇末の輕重策に関する論説(以下、「戸口論」「輕重論」とそれぞれ表記^①)である。そのふたつの論説のうち、「戸口論」を考察した前稿に続いて今回は「輕重論」に焦点をあて、編者杜佑の財政經濟論の特徴をさぐる。杜佑は『通典』卷一二の食貨の最終篇として輕重を置いていふこともあり、「輕重論」といえば、すぐに想起されるのは同じく輕重篇をふくむ『管子』とその思想上の影響である。この点も具体的に検討してみたい。

一 「輕重論」の内容

便宜上、六つの段落にわけて訳出する。(△▽内は夾注を示す)

1 論曰、昔我國家之全盛也、約計歲之恒賦、錢穀布帛五万余方。△其數具食貨賦稅篇下。▽經費之外、常積羨余、遇百姓不足、而每有蠲恤。自天寶之始、辺境多功、寵錫既崇、給用殊広、出納之職、支計屢空。於是言利之臣繼進、而道行矣。割剥為務、岐路多端。每歲所入、增數百萬。既而隴右有青海之師、范陽有天門之役、朔方布思之背叛、劍南羅鳳之憑陵、或全軍不返、或連城而陷。先之以師旅、因之以薦饑、凶逆承隙構兵、西京無藩籬之固。蓋是人事、豈唯天時。

論に以下のようにいう。昔唐朝の全盛期において、一年間の賦稅收入を約計すると、錢穀布帛は五万余方であった。△その数は食貨の賦稅篇下に詳しい。▽年間の支出分の他に日常より蓄積された剰余があり、人民が不足すれば常に税の免除措置が施された。天寶年間の初めより辺境で戦乱が頻発し、寵愛を得た者が賜物を受け支出も殊に増大し、出納担当者は支出を計算してはしばしば費用の欠乏を招いた。ここで利を言う臣僚が相次いで進出して聚斂の道が行われた。むごい搾取に務めその方法も多岐にわたり、毎年収入は数百万の増加となった。すでに隴右節度使の皇甫惟明による青海道での戦争、范陽節度使の安祿山による天門の軍役、朔方節度使の哥舒翰による突厥の阿布思の叛乱討伐、劍南節度使の楊国忠に対する南詔の閣羅鳳による侵攻があり、あるものは全軍が帰還せず、城を連ねて陥落していった。戦争を優先して軍糧の絶えざる枯渇をきたし、凶悪な反逆者が挙兵すると、洛陽と長安の両京を強固な藩屏の垣根でも防衛できなかった。これは人事、すなわち人間の行為がもたらした結果であって、どうして天の時がそれを生み出したとみなせよう。

天寶初年以降、辺境で軍事活動が絶えず、支出が増大して國家の財政が苦しくなった。そこで財利によって皇帝の恩顧を獲得しようとする官僚たちが続進し、聚斂が行われた。毎年税収は増加したが、結果としては國防の破綻をもたらしたと論じる。唐朝の危機を「人事」、すなわち人間社会の問題、政治の責任と断定し、統治者の努

本節では諸先学の研究を参考にして、『通典』食貨篇末に附載された「輕重論」を

*教養学科

(平成十九年三月二十七日受付)

力による回復を強調する。^①

2

緬惟高祖・太宗開國勦業、作程垂訓、薄賦輕徭、澤及万方、黎人懷惠。是以肅宗中興之績、周月而能成之。雖神算睿謀、拳無遺策、戎臣介夫、能竭其力、抑亦累聖積仁之所致也。夫德厚則感深、感深則難搖、人心所繫、故速戡大難、少康、平王是也。若斂厚則情離、情離則易動、人心已去、故遂為獨夫、殷辛、胡亥是也。今甲兵未息、經費尚繁。重則人不堪、輕則用不足。酌古之要、適今之宜、既弊而思變、乃澤流無竭。

はるかに高祖・太宗の開國創業を思うと、制度を作り訓令を広め、賦税を薄くし徭役を軽くし、恩澤は遍く行き渡り人民に恩顧の念を懐かせた。そうして肅宗の中興の功績が一カ月で完成したのである。人智の及ばないすぐれた経略と天子のすぐれたはかりごとがあり、挙に遺策なく軍人兵卒たちもよく尽力したが、そもそもはまた先帝のかさねた聖業と積み上げた仁徳によるものであった。徳が厚ければ感恩は深く、感恩が深ければ動揺し難く、人心と繋がっていたので速やかに大難にも勝った、夏の少康と周の平王がそうであった。もし聚斂が厚ければ情は離れ、情が離れば動揺しやすく、人心がすでに去っていたため孤立無援となった、殷の紂王と秦の胡亥がそうであった。今は軍乱がやむことなく、軍費の支出がなお多い。徴税が重ければ人民は堪えられず、軽ければ国の費用が不足する。そこで古の要諦を斟酌し、今の時宜を適合させ、弊害に遭遇して変革を思うならば、澤流は尽きることがないのである。

現在もいまだ兵乱がおさまらず軍事費がかさむが、税を重くすると人民は困窮し軽くすると経費が不足する。この矛盾をどう解決するのかという。

3

夫欲人之安也、在於薄斂、斂之薄也、在於節用。若用之不節、寧斂之欲薄、其可得乎。先在省不急之費、定經用之數、使下之人、知上有憂恤之心、取非獲已、自然樂其輸矣。古之取於人也、唯食土之毛、謂什一而稅。役人之力、謂一歲三日。未有直斂人之財、而得其無怨、況取之不薄、令之不均乎。自燧人氏逮於三王、皆通輕重之法、以制國用、以抑兼并。致財足而食豐、人安而政治、誠

為邦之所急、理道之所先、豈常才之士而能達也。

そもそも民の安定を望むなら、徴税を軽くすることである。徴税を軽くするには、経費の節約が必要である。もし経費を節約しないなら、どうして徴税を軽くすることを望めよう。先に不急の費用を省き、必要な経費を確定してから、お上に憂いと憐れみの心がありやむを得ず税を取るのだと民に知らしめるならば、自然に納税を楽しむようになる。古は民からの取得は、ただ土地に生育する穀物のみで収穫物の十分の一を税とし、人力を使役するのは年に三日としたという。直接に民の財貨に課税して怨みを買わないことはないし、まして取り立てが軽くなく、均等でもないのならなおさらである。燧人氏より三王までは、皆輕重の法に通じ、次年の国の経費を決定し兼併を抑えた。そうして財を充足させ食を豊かにし、人心を安定させ政治を隅々まで及ぼしたのである。これこそ誠に國政の急所、政道の最優先事項なのであるが、尋常の才能の人士では良く達し得ないことである。

燧人氏から夏の禹王、殷の湯王、周の文王・武王にいたるまで輕重策に精通していたと主張して、今日の為政者がその術に務めるのも、決して儒教の伝統的な聖人像に背反しないと考えている。

4

民者、暝也、可使由之、不可使因之。審其衆寡、量其優劣、饒贍之道、自有其術。歴觀制作之者、固非易遇其人。周之興也得太公、齊之霸也得管仲、魏之富也得李悝、秦之強也得商鞅、後周有蘇綽、隋氏有高穎。此六賢者、上以成王業、興霸國、次以富國強兵、立事可法。其漢代桑弘羊・耿壽昌之輩、皆起自賈豎、雖本於求利、猶事有成績。自茲以降、雖無代無人、其余經邦正俗、興利除害、懷濟時之略、輿致理之機者、蓋不可多見矣。

民とは暝なる存在であり、為政者が主体的に導くべきで政治のより所としてはならない。民の多寡を審らかにしその優劣を量り、豊かで満ち足りた生活へと導くには自ずからその術がある。各王朝の制作者を通覧しても、その術を備えた人に遇うことはもとより容易ではない。周の勃興には太公望呂尚、齊の霸

業には管仲、魏の富国には李悝、秦の強兵には商鞅を獲得し、北周には蘇綽、隋には高穎がいた。この六名の賢人は、古くは王業を完成させ覇者の企図を起し、ついで国を富裕にし兵を強化し、事業を確立し手本とすべき人物であった。前漢の桑弘羊、耿寿昌らは、皆商人の出身で利益の追求を主としていたが、それでも実際に事業を担当して功績があった。これより以降、各時代に色々な人がいたが、この他には国を治め俗を正し、利益を興して弊害を除き、時代を救済する計略を懐き、政治を遂行する機知を備える者を多くは見出せないのである。

盲目的な民衆を正しく教導するのが為政者の責務である。それは人民の多寡とその優劣を把握し、物質的充足に到達する政術に手腕を発揮することである。ただ歴代の統治者を観察しても、そうした賢人に会おうことはそう容易ではないという。

5 農者、有国之本也、先使各安其業、是以隨其受田、稅其所植、焉可徵求貨幣、捨其所有而責其所無者哉。天下農人、皆當糶粥、豪商富室、乘急賤收、旋致罄竭、更仍貴糶。往復受弊、無有已時。欲其安業、不可得也。故晁錯曰「欲民務農、在於貴粟。貴粟之道、在於使民以粟為賞罰。如此農民有錢、粟有所洩。」謂官以法收取之也。誠如是、則天下之田盡闢、天下之倉盡盈。然後行其軌數、度其輕重、化以王道、扇之和風、率循禮義之方、皆登仁壽之域、斯不以難矣。

農業は国家の根本である。まず各々その業に安んじさせ、受田にしたがってその生産物に課税すべきである。貨幣を農民に求め、その共有の穀物を捨てて彼らが本来持たないものを責めるべきではない。天下の農民は、皆穀物売りにさいしては豪商や富豪が火急に乗じて安く買いたたき、穀物がつきると今度は更めて高い値段で買われる。そのため農民は往復弊害を受け、やむときがない。これでは彼らを生業に専念させようとしても、望むべくもないのである。ゆえに晁錯は「民を農耕に励むようにさせるためには、穀物の価値を高くすることである。穀物の価値を高くする方法は、民に穀物を賞罰の基準にさせることである。こうすれば農民は現金が手に入り、穀物は全国各地にゆきわたるであろう」という。これは政府が法にのっとって穀物を収取すべきとする意見で

ある。誠にこのようにすれば、天下の田地は悉く開墾され、天下の倉庫は悉く満ち溢れる。それからその軌数を行いその輕重をはかり、王道をもって民を教化し温和な雰囲気へ導けば、おおむね礼義にしたがい、皆仁道と長寿の境地に登らすことも難しいことではない。

国家の根本として農民の保護育成を掲げ、その具体的な手段として『漢書』食貨志から、晁錯が文帝に上言した文章を引用する。^⑤同じ上奏文を『通典』卷一一、粥爵の冒頭でより詳細に掲載している。かつてこの農本論・貴粟政策の目的を論じた岡崎文夫氏は「晁錯の立論の本拠は国を富まし法を立てやうとするにある。彼によれば富国と農業との間には直接の關係あり、漢家の法は実に商を賤しむんで農を尊ぶにある。……総じて重農論者の農業保護論は民の流亡を防止する地著政策であるが、地著の奨励は固より中央の租税の収入に關係あること明かである。畢竟重農論者は農を尊ぶことによりて国家の正常なる財源を得んと欲するにある」と指摘されたが、民生の安定により国家財政の基盤を確立・充実させようとする杜佑にも、同様の視点が存在したことは間違いないであろう。^⑥

6 在昔堯湯、水旱作沴、而人無捐瘠、以国有儲蓄。若賦斂之數重、黎庶之力竭、而公府之積、無經歲之用、不幸有一二千里水旱虫霜、或一方興師動衆、廢於芸殖、寧免賦闕而用乏、人流而国危者哉。

昔、堯や湯の湯王の時代、水旱の災害があったが、人々はやせ衰えることなく国には貯蓄があった。もし徴税の数が重いため人民の力が尽き、官府の備蓄でその年の経費もまかなえず、そこに不幸にも一二千里内に水旱虫霜が発生し、あるいはどこかで戦役が起こって民衆が動揺して穀物の栽培や植え付けをやめるようなことになれば、賦税収入が欠けて費用がまかなえなくなり、人民が流離して国家が危機に陥るのをどうして免れることができるか。

以上、「輕重論」の内容を概観した。唐朝全盛期より安史の乱にいたる歴史を省察し、混乱は人事、すなわち政治の責任とする。徴税にあたっては、薄斂と節用を説き、『孟子』にみえる愛民思想を連想させる。また、農本主義に立脚して人民を農業に専

念させ経済的に裕福にさせることで国家を安定に導くこと、中央政府である唐朝が穀物の数量を把握しその価格を調整しよう主張した。この「輕重論」でとくに注意しておきたいのは、第五段落で兩税法の錢納によって引き起こされた弊害を批判している点である。杜佑が兩税法の単純な支持者では決していないことが、「戸口論」と同様ここでも確認できるのである。⁸同時にこの論説が、当時の物価の下落という経済状況で錢納制に苦しむ農民に対する杜佑なりの解決策であり、穀物価格を調節して農民の生活を安定させ、富商や兼併家が争奪するのを防止すべきとした。

安史の乱後の出来事に言及した記事で、これほどまとまった杜佑の言説は、「戸口論」と『通典』卷四〇、職官二二にある「省官議」¹⁰以外にはない。杜佑がいかにこの論説を重要視しているかが判明するのである。¹¹さらに「戸口論」「輕重論」の執筆時期に言及するなら、ともに兩税法施行後の弊害を論及する点、続発する兵乱による軍費の不足を強調する点、¹²『通典』の完成年代が貞元一七（八〇一）年である点を総合すると、貞元年間前半の文章と推定されるのである。

次節以降では、この論説に関係するふたつの問題に焦点をあてる。まずは「輕重論」に影響を与えた思想について検討する。そのつぎはこの論説の第四段落で顕彰された政治家たちと、杜佑がそのような品評を下した根拠についてである。

二 「輕重論」と『管子』

本節では、「輕重論」の特徴をさぐるため、この論説と関連が深い他者による文献を紹介したい。それは、その影響が諸先学によってしばしば指摘されている『管子』¹³である。杜佑は『管子』について、『通典』食貨、輕重の夾注に

△……此篇（『管子』輕重篇）經秦焚書、潛蓄人間。自漢興……其後絶少尋覽、無人注解、或編斷簡蠹、或伝訛写謬、年代綿遠、詳正莫由。今且梗概粗知、固難得搜摘其文字（『通典』卷二二、食貨二二、輕重）

と記し、その重要性を主張する。また佚書となっているが、杜佑には『通典』の他に『管子指略』二卷という著作があり、『管子』を校訂し活用しようとする彼の意欲が窺

われる。また内藤虎次郎氏は「彼の政治論は法家的である。……通典食貨の内に輕重篇があるが、此は管子の輕重篇をよく理解して抜書をつくり、此を彼の文章に加えて自らの註をつけたものである。……彼の法家思想は此の輕重篇の中に見出されるのである。これは恐らく彼の最も注意した点であろう。由来、支那では孔子の道德主義で政治を行ふを理想とするが、実際には表に道德主義、裏には法家主義で行ふのが普通である。杜佑は表は成行次第の如くであるが、内には法家的意見を持つてゐた。此の点を注意すべきである」と述べ、『通典』輕重における『管子』の影響の大きさを早くから指摘されている。¹⁴¹⁵それでは本稿がテーマとする「輕重論」においてはどうか。本節では、以下に『管子』との関連を「輕重論」の段落ごとに順次、検討してみよう。

【第一段落 唐全盛期の充実を財貨の具体的な数値で示す】

桓公問管子曰「請問官國軌。」管子対曰「田有軌、人有軌、用有軌、郷有軌、人事有軌、幣有軌、具¹⁶有軌、國有軌。不通於軌數、而欲為國、不可」（『管子』山國軌）

具体的な数値を駆使して議論を展開する姿勢は「戸口論」や「省官議」にも見出せる。いっぽう「天時」でなく「人事」、すなわち人間社会の問題を重視することは、「聖人者、明於治乱之道、習於人事之終始者也。其治人民也、期於利民而止」（『管子』正世）にみえる。

【第二段落 薄賦輕徭による徳治を重視する】

徳有六興、義有七体、礼有八経、法有五務、権有三度。所謂六興者何。曰辟田疇、利壇宅、修樹藝、勸士民、勉稼穡、修牆屋、此謂厚其生。……薄徵斂、輕征賦、弛刑罰、赦罪戾、宥小過、此謂寬其政。……凡此六者、徳之興也。六者既布、則民之所欲無不得矣。夫民必得其所欲、然後聽上、聽上然後政可善為也。故曰徳不可不興也。（『管子』五輔）

民之所以守戰至死而不衰者、上之所以加施於民者厚也。故上施厚則民之報上亦厚、上施薄則民之報上亦薄。故薄施而厚責、君不能得之於臣、父不能得之於子。故曰往

者不至、來者不極。(『管子』形勢解)

〔第二段落 古今の宜を斟酌し、弊害に遇えば変革をはかるべきとする〕

……名正法備、則聖人無事。不可常居也、不可廢舍也、随變断事也、知時以為度。(『管子』白心)

故古之所謂明君者、非一君也。其設賞有薄有厚、其立禁有輕有重、迹行不同、非故相反也、皆隨時而變、因俗而動。(『管子』正世)

聖人者、明於治乱之道、習於人事之終始者也。其治人民也、期於利民而止。故其位齊也、不慕古、不留今、与时變、与俗化。(『管子』正世)

杜佑のこうした思想は「輕重論」のみならず、「八凡闕古人之書、蓋欲發明新意、隨時制事、其道無窮、而況機權之術、千變万化、若一二模楷、則同刻舟膠柱耳、他皆類此」(『通典』卷一一、食貨一一、輕重)、「戸口論」に「而使臣制置各殊、或有輕重未一、仍属多故、兵革薦興、浮冗之輩、今則衆矣。徵輸之數、亦以闕矣。旧額既在、見人漸艱、詳今日之宜、酌管・隋故事、版圖可增其倍、征繕自減其半」、さらに「省官議」にも「隨時立制、遇弊變通、不必因循、重難改作」とあり、『通典』の各所で展開されている。

〔第三段落 民生の安定には、まず薄斂と節用が必要である〕

距国門以外、窮四竟之内、丈夫二犁、童五尺一犁、以為三日之功。(『管子』乘馬)

舟車飾台榭広、則賦斂厚矣。輕用衆、使民勞、則民力竭矣。賦斂厚則下怨上矣、民力竭則令不行矣。下怨上、令不行、而求敵之勿謀己、不可得也。(『管子』權修)

……薄稅斂、毋苟於民、待以忠愛、而民可使親。……(『管子』五輔)

……賦祿以粟、案田而稅、二歲而稅一。上年什取三、中年什取二、下年什取一、

歲飢不稅。(『管子』大匡)

……(桓)公曰「愛民之道奈何。」管子对曰「公修公族、家修家族、使相連以事、相及以祿、則民相親矣。故旧罪、修旧宗、立無後、則民殖矣。省刑罰、薄賦斂、則民富矣。鄉建賢士、使教於国、則民有禮矣。出令不改、則民正矣。此愛民之道也」……(『管子』小匡)

国有十年之蓄、而民不足於食、皆以其技能望君之祿也。君有山海之金、而民不罪於用、是皆以其事業交接於君上也。故人君挾其食、守其用、拋有余而制不足、故民無不累於上也。……夫民者信親而死利、海内皆然。民予則喜、奪則怒、民情皆然。先王知其然、故見予之形、不見奪之理。故民愛可治於上也。租籍者、所以彊求也。租稅者、所慮而請也。王霸之君、去其所以彊求、廢其所慮而請、故天下樂從也。(『管子』國蓄)

〔第三段落 輕重法の實施が政治の急務である〕

凡將為国、不通於輕重、不可為寵以守民。不能調通民利、不可以語制為大治。(『管子』國蓄)

齊桓公問於管子曰「自燧人以來、其大会可得而聞乎。」管子对曰「燧人以來、未有不以輕重為天下也。共工之王、……至於黃帝之王、……至於堯・舜之王、……其勝禽獸之仇、以大夫隨之」(『管子』揆度)

桓公問於管子曰「輕重安施。」管子对曰「自理國膚處以來、未有不以輕重而能成其王者也。」公曰「何謂。」管子对曰「虚戲作……。神農作……。黃帝作……。黃帝之王……。有虞之王……。夏人之王……。殷人之王……。周人之王……。而天下化之」(『管子』輕重戊)

なお、經費節約を課税の前提とする杜佑の主張は、「佑建中中忝居戸部、專掌邦賦。属河朔用師、經費或闕、百姓頗困、加賦攸難。欲期集事、实在省用……」(『通典』卷四〇、職官二二)とあり、「省官議」提出の根拠としても見出すことができる。

〔第四段落 民のため利を興し害を除く人物の得難きを指摘する〕

民之所利立之、所害除之、則民人從。(『管子』幼官)

然則国何可無道。人何可無求。得道而導之、得賢而使之、將有所大期於興利除害、期於興利除害、莫急於身、而君独甚傷也、必先令之失。(『管子』法法)

古者未有君臣上下之別、未有夫婦妃匹之合、獸処群居、以力相征。於是智者許愚、強者凌弱、老幼孤独不得其所。故智者假衆力以禁強虐、而暴人止。為民興利除害、正民之德、而民師之。(『管子』君臣下)

夫利莫大於治、害莫大於乱。夫五帝三王所以成功立名顯於後世者、以為天下致利除害也。事行不必同、所務一也。(『管子』正世)

先王者、善為民除害興利、故天下之民歸之。所謂興利者、利農事也。所謂除害者、禁害農事也。農事勝則入粟多、入粟多則国富、国富則安郷重家。(『管子』治国)

ここでは君主、智者の役割は、人民や天下のために利を興し害を除くことであり、その功績によって評価顯彰する。この点は、「戸口論」でもとくに強調されている。¹⁶⁾

〔第五段落 農本主義を主張し、民が農業に専念できるよう重農抑商を説く〕

国多財則遠者来、……倉廩实則知礼節、衣食足則知荣辱。(『管子』牧民)

夫富国多粟、生於農、故先王貴之。凡為国之急者、必先禁末作文巧。末作文巧禁、則民無所游食。民無所游食、則必農。(『管子』治国)

利出於一孔者、其国無敵。出二孔者、其兵不誦。出三孔者、不可以举兵。出四孔者、其国必亡。先王知其然、故塞民之養、隘其利途。故予之在君、奪之在君、貧之在君、富之在君。故民之戴上如日月、親君若父母。凡將為国、不通於輕重、不可為籠以守民。不能調通民利、不可以語制為大治。是故万乘之国、有万金之賈。千乘之

国、有千金之賈。然者何也。国多失利、則臣不尽其忠、士不尽其死矣。歲有凶穰、故穀有貴賤。令有緩急、故物有輕重。然而人君不能治、故使畜賈游市、乘民之不給、百倍其本。(『管子』國蓄)

富商や兼併家の抑制については、杜佑自身が「ハ……詳輕重之本旨、摧抑富商兼併之家、隘塞利門、則与奪貧富、悉由号令、然可易為理也。此篇經秦焚書、潛蓄人間。自漢興、晁・賈・桑・耿諸子、猶有言其術者、其後絶少尋覽、無人注解、或編斷簡蠹、或伝訛写謬、年代綿遠、詳正莫由。今且梗概粗知、固難得搜摘其文字」(『通典』卷一二、食貨一二、輕重)と述べて、『管子』輕重篇の主旨は彼らを抑制して君主権の貫徹をはかることにあるとみなしている。また漢代には、晁錯・賈誼・桑公羊・耿寿昌らが輕重篇を祖述し参考にしたと指摘し、第四段落で杜佑が顯彰した桑公羊と耿寿昌も、その政術の後継者であると認識していることが注目される。

〔第五段落 貴粟策を引用し、農民の物質的充足を基礎にすえる〕

夫富国多粟、生於農、故先王貴之。凡為国之急者、必先禁末作文巧。末作文巧禁、則民無所游食。民無所游食、則必農。民事農則田墾、田墾則粟多、粟多則国富、国富則兵彊、兵彊則戰勝、戰勝則地広。是以先王知衆民・彊兵・広地・富国之必生於粟也、故禁末作、止奇巧、而利農事。……粟也者、民之所歸也。粟也者、財之所歸也。粟也者、地之所歸也。粟多、則天下之物尽至矣。……粟者、王之本事也、人主之大務、有人之塗、治国之道也。(『管子』治国)

桓公曰「吾欲殺正商賈之利、而益農夫之事、為此有道乎。」管子対曰「粟重而万物輕、粟輕而万物重、兩者不衡立。故殺正商賈之利、而益農夫之事、則請重粟之価金三百。若是則田野大辟、而農夫勸其事矣」(『管子』輕重乙)

政府が積極的に經濟市場にかかわるよう主張する杜佑は、具体的な貨幣調整策を『通典』卷八、食貨八、錢幣上と同書卷一二、食貨一二、輕重に引く『管子』輕重篇の夾注において詳述している。

〔第五段落 物質的充足の後に、軌数を把握し教化を施す〕

凡治国之道、必先富民、民富則易治也、民貧則難治也。奚以知其然也、民富則安郷重家、安郷重家則敬上畏罪、敬上畏罪則易治也。……故治国常富、而乱国必貧。是以善為国者、必先富民、然後治之。（『管子』治國）

先王者、善為民除害興利、故天下之民歸之。所謂興利者、利農事也。所謂除害者、禁害農事也。農事勝則入粟多、入粟多則国富、国富則安郷重家。安郷重家則雖變俗易習、歐衆移民、至於殺之而民不惡也。此務粟之功也。（『管子』治國）

桓公問管子曰「請問官国軌。」管子对曰「田有軌、人有軌、用有軌、郷有軌、人事有軌、幣有軌、泉有軌、国富軌。不通於軌數、而欲為国、不可」（『管子』山国軌）

人民の物質的充足を第一に実現すべきという主張は、『通典』卷一、冒頭や「戸口論」でも繰り返して強調される。周知のように、『管子』牧民などで説かれる君主の統治のあり方は、つぎの三つの段階をへて完成する。①生産を奨励して物質的に豊かな社会をつくる。②そのような国には自然と民が集まるようになり、生活が豊かになれば、道徳が高まって社会秩序が整う。③物質的に恵まれ、道徳的に高められた人民をさらに教化していけば、その国は万全な状態となる。杜佑の「輕重論」で示す理想社会の実現手段は、『管子』にみえる統治の段取りと同一であることが容易に理解できるであろう。

〔第六段落 物資の生産と備蓄が人民と国家の存立基盤であることを再論する〕
君之所慎者四、一曰大德不至仁、不可以授国柄。二曰見賢不能讓、不可与尊位。三曰罰避親貴、不可使主兵。四曰不好本事、不務地利而輕賦斂、不可与都邑。此四務者、安危之本也。故曰……民不懷其産、国之危也。故大德至仁、則操国得衆。見賢能讓、則大臣和同。罰不避親貴、則威行於鄰敵。好本事、務地利、重賦斂、則民懷其産。（『管子』立政）

国有十年之蓄、而民不足於食、皆以其技能望君之祿也。君有山海之金、而民不罪於用、是皆以其事業交接於君上也。故人君挾其食、守其用、拋有余而制不足、故民

無不累於上也。五穀食米、民之司命也。黄金刀幣、民之通施也。故善者執其通施、以御其司命、故民力可得而尽也。（『管子』国蓄）

桓公曰「何為失天之權則天地之權亡。」管子对曰「湯七年旱、禹五年水、民之無糧壳子者。湯以莊山之金鑄幣、而贖民之無糧壳子者。禹以歷山之金鑄幣、而贖民之無糧壳子者。故天權失、天地之權皆失也。故王者歲守十分之參、三年与少半成歲。三十一年而歲十一年、与少半歲參之、一不足以傷民、而農夫敬事力作、故天毀地、凶旱水洩、民無入於溝壑乞請者也。此守時以待天權之道也」（『管子』山權數）

以上、「輕重論」と『管子』の関係をまとめれば、つぎのようになる。

国家の安定と危難は、その富の豊かさで決まる。日常より余裕があれば多少の難儀があっても無事であるが、備蓄が枯渇していけば国はすぐに危うくなる。（『管子』国蓄）

人民に対しては徳を厚く施し、節約に務めて徴税は薄軽・均等を心がける。その上で、輕重の法を実施し、物質的に豊かにし民生を安んじる。（『管子』治国、国蓄、探度）

農業生産は国家の土台であるから、大商人がもたらす弊害を除去して、民が安心して生業に専念できるように導くべきである。そうすれば、穀物は世の中に溢れ、それを適切に配分流通させれば、社会秩序の基盤ができる。（『管子』立政、法法、正世、治国、国蓄、輕重乙）

物質的に余裕のある国家は自然災害があっても安泰である。もし重税により民力が疲弊し官府に備蓄がなくなり、そこに災害や軍乱が起こって農民が生業を放棄すれば、人民と国家は危難を免れない。（『管子』立政、国蓄、山權數）

第一段落の唐帝国の盛衰と第四段落の人物批評は、無論『管子』にもとづく文章ではないが、「輕重論」の主要な構成と論調は、治国・国蓄を中心とする『管子』諸篇に敷衍していることが改めて確認できるのである。

三 杜佑の人物評価とその背景

本節では、「輕重論」を手がかりに杜佑の思想的立場を明らかにするため、彼の人物評価を検討してみたい。すでに第一節で述べたように、第四段落で杜佑は「六賢」として、呂尚、管夷吾、李悝、商鞅、蘇綽、高頌を顕彰している。さらに前漢の武帝期の桑公羊と昭帝期に活躍した耿寿昌も加えて評価する。彼らの業績は「輕重論」のこの部分に限らず、『通典』食貨のなかで各所に引用されている。それを調べると六名が立ち上げた具体的な政策とは、周の呂尚の九府圖法、春秋・斉の宰相の管仲の輕重策と塩権法、魏の宰相の李悝の平糶法、秦の商鞅の阡陌法、後周の蘇綽の六條詔書、そして隋の高頌の輸籍法となる。さらに御史大夫の桑公羊については均輸法、大司農中丞の耿寿昌は常平倉の設置を指すと思われる。

これに関連して注目したいのは、玄宗朝で有名な括戸政策を施行して、客戸八十方を編附し財政再建に寄与した宇文融についての論説である。肅宗・代宗朝に史官として活躍した柳芳の食貨論⁽¹⁾では、つぎのように論評する。

論曰、昔開元初、宇文融首以稅客戸、籍外剩田、戸口色役之策、行於天下。其後天寶間、韋堅又以穿広運潭興漕之利、楊慎矜・王鉷・楊国忠等議財貨之政、君子曰、融等之敗也。豈不哀哉。詩云人之多僻、無自立辟、融等之謂也。初玄宗以雄武之才、再開唐統、賢臣左右、威至在己。……自後賦役頓重、豪猾兼并、強者以才力相君、弱者以侵漁失業、人逃役者、多浮寄於閭里。梟収其名、謂之客戸。雜於居人者、十二矣。蓋漢魏以來、浮戸流人之類也。……而宇文融揣摩上旨、款閔謁見。天子前席而見之、恨得之晚。言發融口、策合主心。不出數年之中、獨立群臣之上。無德而祿、卒以敗亡。既而天子方事四夷、國用不足、多融之能、追而悔焉。……始用韋堅及崇礼・慎矜、皆以計利興功中人主、脅權相滅、為天下笑。而王鉷・楊国忠威震海内、尤為暴橫。人反思融矣。大凡數子、少者帶數使、多者帶二十使。判官佐使、徧於天下、客戸倍於往時。……窃富国安人以為名、紆青拖紫以為美、名実不其爽歟。且君以安人為憂、而融輩擾之矣。人以豊財為利、而融輩竭之矣。向之所利者、豈不反歟。而數子方自以為功無讓、坐受富貴、斧鉞已在其後、而謂身安於泰山、及其死之、蒞醢不足以謝天下、豈不愚哉。於戲以玄宗之才業、為中興君。奸臣一説、利動明主、堅等窺其余烈、不顧万死者、貪爵祿也。蓋國之利器、不可以示人。(『文苑英華』卷七四七、論九、食貨)

『全唐文』卷三七二、柳芳一)

山内敏輝氏は、この食貨論と「戸口論」「輕重論」で説く高頌の輸籍法を比較検討され、「右の杜佑と柳芳の記述は、明らかに宇文融の括戸に対する批評の意味が込められており、客戸安集対策の論評が試みられている。……まさに、杜佑と柳芳の食貨論には、輕税こそ民生安定の唯一の最善策であるという理念が示されているのである」と指摘される⁽²⁾。しかし、その理念は共通するものの、柳芳は開元年間より続出した財務にたけた官僚たちを、財貨によって玄宗に取り入り、民衆を苦しめた奸臣として非難する。その最初の財務官僚こそ宇文融であり、さらに天寶年間には韋堅・楊慎矜・王鉷・楊国忠らが続出し一層の苛斂徵求を強行したと批判する。同じく「輕重論」でも、天寶年間以降、財利を言う臣僚が継続して進出したと杜佑は記しているが、柳芳と相違があるのはそれ以前の開元年間に活躍した宇文融に対する評価である。「通典」にあっては括戸政策に関する上奏文を掲載する程度であったが、岡崎文夫氏が早くから指摘されるように⁽³⁾、南宋の程迥の文章により『理道要訣』において杜佑は、宇文融の功績を端的に称賛していることが確認されるという。すなわち、韋堅や楊慎矜以降、天寶期の財務官僚については、柳芳も杜佑も批判的であるが、宇文融についてはまったく対照的な評価を下しているのである。

さらに第二の評者として中唐の学者、蘇冕のコメントを参照すると、

蘇氏駁曰「……夫経遠之理、捨此何奚。洎姦臣広言利以邀恩、多立使以示寵、剋小民以厚斂、張虚数以献忱、上心蕩而益奢、人怨結而成禍。使天子有司、守其位而無其事、受厚祿而虚其用。宇文融首倡其端、楊鉷繼遵其軌、楊国忠終成其乱。仲尼云『寧有盜臣、而不畜聚斂之臣。』誠哉是言也。前車既覆、後轍不改、欲求化本、不亦難乎」(『唐会要』卷七八、諸使中)

とあり、宇文融が「厚斂」の発端を開き、楊慎矜・王鉷そして楊国忠にいたって安史の乱を惹起させたとして、柳芳と同じように批判的な評価を与えている。蘇冕は杜佑と同時代の人物で、『理道要訣』の上呈と同じ貞元一九(八〇三)年に『会要』四〇巻を朝廷に奉呈している。すでに紹介した柳芳の食貨論、蘇冕の評論さらには後代の『旧唐書』・『新唐書』での宇文融の扱いを勘案すれば、杜佑の評価がいかに特徴的

であるかが明確になるであろう。

史料の記述があまりに簡潔なため、杜佑が宇文融の括戸政策を称賛した理由を論定することは容易ではないが、租税の増収という点よりも、括戸を一種の輕稅策ととらえ、「戸口論」で述べた積年の弊害を除去した土断法・輸籍法・兩稅法に相通じる政策であると認定したためと推測される。よって「輕重論」における杜佑の人物評価も当然、すでに前節でも確認した「薄斂」「興利除害」などの観点に立ち、その実現のために法律や政策を実際に立ち上げた点を良否の基準とする。それは抽象的な道義や礼教に頼らず、まず民衆の社会経済生活を注視しその向上を優先させて成果を出すという、実務尊重の立場を根拠とするのである。

おわりに

貞元二一(八〇五)年三月、宰相であり判度支であった杜佑は塩鉄転運使も兼任し、財政運営の実権を掌握する。同年七月、杜佑は「輕重論」とかわりが深い和羅の実施を上奏している。この政策は実行されなかったが、こうした提案も彼の政治理念の実現を目指すものであった。政局の安定と軍乱の鎮静化も手伝って、すでに記した財務・法制上の実績を根拠とした杜佑の人物評価は、特異な存在となっていたようである。はるかに時代が下った南宋の朱熹は、「大学或問」において漢の桑弘羊・孔僅、唐の宇文融・楊慎矜・陳京・裴延齡などの「聚斂の臣」を登用して国家秩序を混乱させた皇帝を批判し、陸贄と呂公著の言説を教訓として引用している。それには、杜佑が積極的に評価する桑弘羊と宇文融の二名がふくまれ、ここでも杜佑の特異な立場が再認識されるのである。こうした評価の背景については、『管子』との関連にみられる「輕重論」の思想的系譜だけでなく、杜佑の出自、婚姻関係、政治的党派性など、幅広い角度からの検討が必要であるので、今後の課題にしたい。

注

(1) この「論」は『文苑英華』卷七四七、論九、食貨に、「平準論」と題して採録されている。本稿では文章の内容を考慮し、金井之忠氏後掲論文と同じく「輕重論」と表記したい。

(2) 拙稿「杜佑の戸口論」(福井重雅先生古稀・退職記念論集『古代東アジアの社会と文化』所載、汲古書院、二〇〇七年)。以下、前稿と表記を参照。

(3) 「輕重論」の抄訳および解説は、以下のような論考があるので参照されたい。

金井之忠「隋の高額の政府と通典の食貨典」(『文化』三一四、一九三六年)、同氏「唐代の錢貨問題」(『文化』四一三、一九三七年)、同氏「唐代の史学思想」(弘文堂書房、一九四〇年)、鞠清遠原著・中嶋敏訳註『唐代財政史』(商務印書館、一九四〇年。国書出版株式会社、一九四四年)、島一①「『通典』における杜佑らの議論について——食貨・選擧・職官を中心として——」(『立命館文学』創刊五百号記念論集、一九八七年) 同氏②「『通典』における杜佑の議論について——食貨・刑法を中心として——」(『立命館文学』五〇二、一九八七年)、徐大英「從『通典』食貨典」看杜佑富国安民的经济思想」(『西南師範大学学报』哲学社会科学版、一九九四—三、一九九四年)、副島一郎「唐代中期の貨幣論」(村上哲見先生古稀記念論文集刊行委員会編『中国文人の思考と表現』所載、汲古書院、二〇〇〇年)など。

(4) 国家の興亡を主宰する天の意志を杜佑は否定し人事を強調したことは、島一「中唐期の天人論と杜佑の『通典』」(『立命館文学』五〇六、一九八八年)、同氏「中唐期における天人論とその背景」(『立命館文学』五一二、一九八九年)を参照。

(5) 『漢書』卷二四上、食貨志上に「晁錯復説上曰『聖王在上而民不凍飢者、非能耕而食之、織而衣之也、為開其資財之道也。故堯・禹有九年之水、湯有七年之旱、而困亡捐瘠者、以畜積多而備先具也。……今法律賤商人、商人已富貴矣。尊農夫、農夫已貧賤矣。故俗之所貴、主之所賤也。吏之所卑、法之所尊也。上下相反、好惡乖迕、而欲國富法立、不可得也。方今之務、莫若使民務農而已矣。欲民務農、在於貴粟、貴粟之道、在於使民以粟為賞罰。今募天下入粟郡官、得

以拜爵、得以除罪。如此、富人爵、農民有錢、粟有所溲。……」とある。

(6) 岡崎文夫『漢書食貨志上に就て』(『支那学』三一―一、一九三二年)のち

同氏『南北朝に於ける社会経済制度』所収、弘文堂書房、一九三五年)を参照。

(7) 郭鋒氏も「輕重論」を解説し、杜佑は貧富の關係を調節し農事に安定させ、

豪富と国家が民の利益を争奪するのを防止すべきといひ、財貨資源の配置と流通を調節し、社会生産と分配を統制し、国民経済を正常に運行するように保つべきとする。また物価を平衡に維持し地区経済の安定的發展を調整すべきとい

い、さらに「輕重を権り・集散を資かる」ことは、もっぱら學術上の事柄ではなく、

なく、国用と民用の充足・国家社会の繁栄・人民の安定を最重要の現実課題と

みなしていたと指摘される。同氏『杜佑評伝』(南京大学出版社、二〇〇四年)

三三〇―三三四頁を参照。

(8) 日野開三郎氏も多く史料を引用して、弱みにつけ込んだ都市商人によって、

錢納を果たそうとする農民が多大な損害を被ったことを論じられている。同氏

『兩税法と物価』(『東洋史学』一一、一三、一四、一九五五年)のち同氏『日

野開三郎東洋史学論集』四所収、三一書房、一九八二年)を参照。

(9) 前稿の三八八頁を参照。

(10) 杜佑の「省官議」については、拙稿『通典』省官議について』(『史観』一

三一、一九九四年)を参照。

(11) 前注(9)の前稿の同前頁を参照。

(12) 『冊府元龜』卷四八四、邦計部、經費に「(貞元)三年閏五月、度支奏請、

浙江東西節度使韓滉、自建中年已後、供軍資費賞設等、每年統加當錢六十一万

六千貫。准今年五月五日勅、近日甲兵止息、無別徵求。此是嘗稅先有成例」と

あり、また同前書卷四九一、邦計部、蠲復三にも「(貞元)四年正月一日、大

赦百姓逋欠一切放免。九月詔曰、興至化者、務積於人、故欲薄斂、長国家者、

以義為利、故使以時。朕撫臨區夏、宵惇忘勞、苟可以助化濟人、嘗思大小皆益。

近以中夏甫寧、頗動經費、遂收諸道停減將士糧料、用叶權宜。言念疲疇、重茲

供億。其貞元四年已徵到及在路者、即依前送、其在百姓腹內者、並放免。五年

已後、每年合收一百八十八万石、亦宜放免。委本道觀察使各具當管州所放聞奏、

并曉示百姓。初建中末国家多難、諸道咸加詔將士赴國難而稅外、別徵資糧以給

之。及復京師悉罷歸農。去歲宰相李泌請、自貞元二年已後、追收其資費納於戶

部謂之。諸道減將士錢乃遣度支員外郎元友直、逾州府搜索之、既而稅輸錢米百

余万、人力殫竭、殆不堪命、使臣多懇訴、帝濡然而悟、特詔免之。自是東南之

毗復安其業」とあり、建中初年からの軍乱が朱泚の乱の平定された貞元三年五

月には一応終息して、貞元四年九月の時点では国内は平安を取り戻したと

の朝廷の認識も窺える。しかし黄永年氏は、朱泚の乱の平定後も「戸口論」が

いう浮寄戸の増加はまだ続くと指摘される。いずれにせよ、第二段落で論じる

ような状況は建中から貞元年間初頭に該当すると考えてよいのではなからうか。

同氏「論建中元年実施兩税法的意図」(『陝西師大學報』文哲社会科学版) 一

一九八八―三、一九八八年)のち同氏『唐代史事考釈』所収、聯経出版事業

公司、一九九八年、同氏『文史探微』所収、中華書局、二〇〇〇年および同氏

『六至九世紀中国政治史』所収、上海書店出版社、二〇〇四年)を参照。

(13) 『管子』と管夷吾については、膨大な研究の蓄積があるが、本稿でとくに参

考にした近年の論著を中心に掲げておく。

金谷治『管子の研究―中国古代思想史の一面―』(岩波書店、一九八七年)。

谷中信一編『日本・中国「管子」關係論文獻總目索引』(早稲田大学出版部、

一九八九年)。遠藤哲夫『管子』上中下(新釈漢文大系、明治書院、一九八九、

九一、九二年)。原宗子『古代中国の開發と環境―「管子」地員篇研究―』

(研文出版、一九九四年)。松本一男『管子』(徳間書店、新装第三版、一九九

六年)。中村聡『管子の説く霸道』(明治書院、一九九九年)。町田三郎『中国

古代の思想家たち』(研文出版、二〇〇二年)。原宗子『「農本」主義と「黄土」

の發生―古代中国の開發と環境2―』(研文出版、二〇〇五年)。

侯家駒『先秦法家統制經濟思想』(聯経出版事業公司、一九八五年)。巫宝三

『管子經濟思想研究』(中国社会科学出版社、一九八九年)。趙守正『管子經濟

思想研究』(上海古籍出版社、一九八九年)。戴濬『管子学案』(学林出版社、

一九九四年)。王学東『管仲』(解放军出版社、一九九六年)。高連欣『管子伝』

(花山文芸出版社、一九九六年)。蔡澤華『先秦諸子經濟思想述評』(台湾商務

印書館、一九九九年)。戦化軍『管仲評伝』(齊魯書社、二〇〇一年)。張友直

『管子』貨幣思想考釈』(北京大學出版社、二〇〇二年)。程国政『管子雅話』

(長江文芸出版社、二〇〇三年)。胡家聡『管子新探』(中国社会科学出版社、

二〇〇三年)。葉世昌・李宝金・鐘祥財『中国貨幣理論史』(廈門大学出版社、

二〇〇三年)。池方興『「管子」研究』(高等教育出版社、二〇〇四年)。伴任
 継亮『「管子」經濟思想研究—輕重論史話—』(中国社会科学出版社、二〇
 〇五年)。張力『管仲評伝』(四川大学出版社、二〇〇五年)。張固也『「管子」
 研究』(齊魯書社、二〇〇六年)。

なお、『管子』のテキストは、黎翔鳳『管子校注』上中下(中華書局、二〇
 〇四年)を利用し、郭沫若・間一多・許維逸編『管子集校』(科学出版社、一
 九五六年)も参照した。

(14) 内藤虎次郎『支那史学史』(弘文堂書房、一九四九年。のち同氏『内藤湖南
 全集』一一所収、筑摩書房、一九六九年。のち同氏『支那史学史』一・二所収、
 平凡社東洋文庫五五七・五五九、平凡社、一九九二年)を参照。

(15) すでに島一氏は『通典』輕重篇を分析し、『管子』の思想との関係を考察さ
 れていて参考になる。島氏前掲論文②を参照。

(16) 前稿の三八七頁を参照。

(17) この論説の概要については、礪波護氏が「宇文融から楊国忠にいたる玄宗朝
 の財務官僚論として出色の出来なのである。……宇文融の括戸以後、玄宗朝で
 財務官僚が続出し、財務諸使が激増したことを難詰して『食貨論』を著わざさ
 るをえなかった。彼は、中国の社会が激動の時期に入りつつあることを予感し
 ていたに違いない」と指摘されている。同氏「唐の律令体制と宇文融の括戸」
 (『東方学報』四一、一九七〇年。のち同氏『唐代政治社会史研究』所収、同
 朋舎、一九八六年)を参照。

(18) 山内敏輝「唐代均田農民の租税控除について—『輕税』問題を中心とし
 て—」(『東洋史苑』四五、一九九五年)を参照。

(19) 岡崎氏は「然るに『文献通考』によると唐の杜佑が『理道要訣』を著はして
 極めて宇文融の政策を推賞して居ると云ふことである。……此書は今之を見る
 ことが出来ぬけれ共、同じく杜佑の著した『通典』の中の宇文融に関する記事
 は確かに融の政策に同意を表して居る点が窺はるる」と指摘される。同氏「宇
 文融の括戸政策に就いて」(『支那学』二一五、一九九二年)を参照。

(20) 『文献通考』卷三、田賦考三に「沙随程氏(程迥)曰、……故杜佑作『理道
 要訣』、称融之功」とある。『理道要訣』は『通典』上呈以後、編纂が着手され
 『通典』の主要部分と杜佑の政見の要点を整理し、閲覧に便利なように編纂し

直された書物である。貞元一九年に完成したが、佚書で現存しない。なお『理
 道要訣』の逸文については、岳珍「杜佑『理道要訣』輯考」(『文献』二〇〇
 四—三、二〇〇四年)を参照。

(21) 『旧唐書』卷一〇五、宇文融伝に「史臣曰、夫奸佞之輩、聚斂之臣、無非書
 物。賈禍招怨、敗国喪身、罕不由斯道也。……宇文融・韋堅・楊慎矜・王鉷、
 皆開元之倖人也、或以括戸取媚、或以漕運承恩、或以聚貨得權、或以剝下獲寵、
 負勢自用、人莫敢違」とある。さらに『新唐書』でも同様に宇文融・韋堅・楊
 慎矜・王鉷の四名が一巻にまとめられ、同書卷一三四、宇文融伝の贊には「贊
 曰、開元中、宇文融始以言利得幸。於時天子見海内完治、偃然有攘卻四夷之心、
 融度帝方調兵食、故議取隱戸剩田、以中主欲。利說一開、天子恨得之晚、不十
 年而取宰相。雖後得罪、而追恨融才有所未尽也。孟子所謂『上下征利而国危』
 者、可不信哉」とある。なお、杜佑の宇文融に関する評価については、E・G・
 プーリイブランク「安祿山の叛乱の政治的背景」上下(『東洋学報』三五—
 二、三・四、一九五二、五三年)を参照。

(22) 山内氏前掲論文三四頁を参照。

(23) 前稿の三八七頁を参照。

(24) 杜佑のこうした立場については、前稿の三九六頁を参照。

(25) 『四書集註』卷二、大学或問下に「……以此為防、人猶有用桑羊・孔僅・宇
 文融・楊矜・陳京・裴延齡之徒、以敗其国者。故陸宣公之言曰『民者、邦之本、
 財者、民之心。其心傷則其本傷、其本傷則枝幹凋瘁、而根柢蹶拔矣。』呂正獻
 公之言曰『小人聚斂、以佐人主之欲、人主不悟、以為有利於国、而不知其終為
 害也。賞其納忠、而不知其大不忠也。嘉其任怨、而不知其怨歸於上也。』嗚呼、
 若二公之言、則可謂深得此章之旨者矣、有国家者、可不監哉」とある。

△附記▽ 本稿作成にあたり、財団法人・富山第一銀行奨学財団より平成十九年度の

研究助成金を受けた。関係各位に対し、心より感謝申し上げます。